統計法の全面改正について

~ 個人情報保護法制及び行政組織法制の観点から ~

山村 和也†

Revision of the Statistics Act

- from the viewpoint of Personal Information Protection Law and Administrative Organization Law -

YAMAMURA Kazuya

目 次

はじめに

- I 調査票情報等の保護について
 - 1 概観
- 2 保護対象としての「調査票情報」
- 3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との比較
- 4 調査票情報の利用の制限
- 5 調査票情報等の提供を受けた者を対象とする規定
- Ⅱ 統計委員会について
 - 1 統計委員会の発足に至る経緯
 - 2 統計委員会の位置付け及び役割
 - 3 統計委員会の組織
 - 4 統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織として

はじめに

第百六十六回国会において統計法が成立し、平成十九年五月二十三日に法律第五十三号として公布された。

この統計法は、昭和二十二年に制定された統計法(昭和二十二年法律第十八号。以下「旧法」という。)の全部改正によって制定されたものであり、名称こそ同一であるものの、廃止される統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の内容を吸収しつつ、概念整理から条文の構成に至るまで、全面的に見直しが加えられたものである。

本稿は、新たに制定された統計法(以下「新法」という。)についてその制定経緯及び概要を紹介するのが趣旨であるが、同旨の内容は既に各種文献において紹介されているところであり、加えて、新法全体について記述するには紙面の制約もある。

したがって、本稿においては、個人情報保護法制及び行政組織法制の観点から調査票情報等の保護と統計委員会に関する規定の二点に絞って記述することとしたものであり、 その趣旨についてあらかじめ御了知いただければ幸いである。

なお、本稿の内容については、事実誤認等も含めて筆者が全面的にその責を負うべき ものであることを付言する。

I 調査票情報等の保護について

1 概観

統計調査によって集められた情報について、旧法においては、第十四条に守秘義務が、第十五条及び第十五条の二に調査票等の使用制限が、第十五条の三に調査票等の適正管理義務が規定されており、また、指定統計調査に関する秘密漏洩・窃用については第十九条の二に「一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する」と規定されている。

これらの情報保護に関する規定について、統計調査の民間委託が進むとともに、個人情報保護への関心が急速に高まっている現状においては、統計調査等の業務を受託した民間事業者等に対する適用が条文上明確でないこと、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。以下「保護法」という。)の適用を除外しているにもかかわらず秘密漏洩・窃用に対する罰則規定の量刑が保護法と比較して軽いこと、また、統計報告の徴集によって得られた統計報告や届出統計調査によって集められた調査票に関する秘密漏洩・窃用に対する罰則規定が存在しないため、統計調査の種類によって情報保護措置に差が生じていることといった問題点が顕在化してきたところである。

新法においては、これらの点を改め、調査票情報以外にも新たに規定されることとなった事業所母集団データベースに記録されている情報や第二十九条の規定により提供を受けた行政記録情報を含め、義務及び罰則規定を整備するとともに、保護法と量刑が均衡するよう所要の改正を行ったものである。

加えて、新法において調査票情報及び匿名データの提供について制度上明確に位置付けたことに伴い、これらの情報の提供を受けた者に対する義務及び罰則規定を新たに整備している。

2 保護対象としての「調査票情報」

前述のとおり、旧法においては適正管理等の対象を「調査票」としていた。この調査票については、個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できるような形で統計の申告が記載された統計調査関係文書を意味し、電磁的記録も含まれるとともに、中間集計表等も調査票に該当することがあるものと解釈・運用がなされ、紙媒体の原票のみならず、電磁的記録等も含むある程度広範な概念とされていたものの、あくまで情報を記録する媒体に着目した概念であった。

新法においては、調査票以外にも、「事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」(第二条第八項)である事業所母集団データベース、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書に記録されているもの(基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。)」(第二条第十項)である行政記録情報、「一般の利用

に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないように加工したもの」(第二条第十二項)である匿名データといった、各種の情報について新たな概念が設けられたことから、これらと平仄を取るために、「統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているもの」(第二条第十一項)として「調査票情報」の概念を新たに設けて、この調査票情報について、適正管理義務や利用目的の制限を課すこととしたものである。

なお、調査票情報には、調査対象者から収集した調査票に記載されている情報に加え、調査票に記載されている情報をそのまま転記した情報も当然含まれる。

3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との比較

新法は、保護すべき調査票情報の対象範囲を「個人又は法人その他の団体」から収集したものとしており、「個人に関する情報」に限定されている保護法とは適用対象が異なっている上、第五十二条に調査票情報等に含まれる個人情報についての保護法等の適用除外規定を設けている。

しかし、適用除外規定を設けた理由が、①調査票情報等に含まれる個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用、提供されること、②調査票情報等は、第四十条等の規定により統計目的以外での使用が厳しく制限されていることなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が新法において整備されていること、③統計調査については、国の行政機関のみではなく地方公共団体も調査実施者となっており一体的な管理運営の下に行われていることの三点であり、保護法の適用を除外する代わりに、保護法との平仄について十分配意しつつ、調査票情報等の保護に関する規定が設けられたところである。

【個人情報の保有の制限等(保護法第三条)】

新法において規定されている各種情報は、いずれも統計作成等に資する目的をもって収集・作成されるものであることが条文の規定上明らかにされており、利用の目的は極めて明確である。また、調査票情報を収集するための統計調査については、調査の合理性等の観点からの検討が加えられた上で総務大臣の承認を経て実施されるものであること、個人事業主に関する情報等が収録されると思われる事業所母集団データベースについては、その整備目的を踏まえた情報が収録されることとなること、また、他の行政機関から提供を受ける行政記録情報については、利用目的を明示して提供を受けることとなることから、いずれについても、利用目的に必要な範囲を超えて個人情報を保有することは想定し難い。

【利用目的の明示 (保護法第四条)】

統計調査がそもそも「統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査」(第二条第五項)と定義付けられていることから、新法に基づく統計調査であることを明確にしさえすれば、その利用目的は自ら明示されることになる。

【正確性の確保 (保護法第五条)】

調査票情報は、調査時点において把握されるべき事実に合致すべきものであることから、調査以後の事実関係の変化に応じた正確性の確保措置を講じる必要性は生じない。なお、事業所母集団データベースに記録されている情報については、その必要性にかんがみて情報の更新が自らなされるものと考えられる。

【安全確保の措置(保護法第六条)】

第三十九条(調査票情報等の適正な管理)が対応する。また、行政機関が第三十三条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた場合は、同様に第四十二条(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)が対応する。

【従事者の義務(保護法第七条)】

第四十条(調査票情報等の利用制限)及び第四十一条(守秘義務)が対応する。また、行政機関が第三十三条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた場合は、同様に 第四十三条(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)が対応する。

なお、保護法第七条の規定と新法の該当規定を比較すると、同一の行為を禁止してはいないように見えるが、これについては、第四十条において行政機関の長に対して利用制限の規定が設けられており、また、行政機関を構成する個々の職員(一般職国家公務員)は国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八条に基づき法令及び上司の命令に従う義務を有していることから、行政機関の職員が新法第四十条に規定された範囲を超えて調査票情報等を利用又は提供した場合には国家公務員法第八十二条による懲戒処分の適用があり得る。また、行政機関から調査票情報等の取扱いの委託を受けた者が、受託した範囲を超えて調査票情報を利用又は提供することは契約上禁じられているのが通例であり、これに反した場合には委託契約の解除事由となることから、第四十一条の守秘義務規定及び関連する罰則規定とあいまって、必要十分な秘密保護措置となっている。

【利用及び提供の制限(保護法第八条)】

第四十条(調査票情報等の利用制限)と第二十七条、第三十二条、第三十三条、第三十四条及び第三十五条が対応する。また、行政機関が第三十三条の規定に基づき調査票情報の提供を受けた場合は、同様に第四十三条第二項が対応する。

保護法第八条第二項第二号の規定により、行政機関が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるときは、行政機関の長は利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。

また、保有個人情報の外部への提供については、他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に対しては、保護法第八条第二項第三号の規定により法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度での利用であって相当な理由のあるときに、また、これら以外の者に対しては、同項第四号の規定により専ら統計の作成又は学術研究の目的等のために、それぞれ保有個人情報を提供することができる。

一方、新法においては、第四十条の規定により、行政機関の長等が自ら調査票情報を利用することができるのは第二十七条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条に定められている場合に、調査票情報を提供することができるのは第三十三条に定められている場合にそれぞれ限られており、その他の形態で調査票情報を利用又は提供す

ることは禁じられている。また、事業所母集団データベースに記録されている情報についても、第二十七条第二項の規定により総務大臣が当該情報の利用又は提供を行うことができるのは同項各号に掲げる場合に限られる上、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長等は、第四十条第二項の規定により当該情報を第二十七条第二項に掲げる目的に限って利用又は提供することができる。加えて、第二十九条の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、第四十条第三項の規定によってあらかじめ明示した利用目的に限って当該情報を利用又は提供することができる。

このように、調査票情報等については、新法の規定によって、統計作成に関した極めて限定的な利用のみが認められている。

【保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 (保護法第九条)】

第四十二条(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)及び第四十三条(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)が対応する。

【罰則】

保護法においては、第五十三条で個人の秘密に属する事項を含む個人情報ファイルの不正提供について、第五十四条で保有個人情報の図利目的での提供・盗用について、第五十五条で職権乱用による職務目的以外での情報収集について、それぞれ罰則規定が設けられている。

一方、新法では、第五十七条第一項第二号で個人又は法人その他の団体の秘密漏洩 について、第五十九条第一項で調査票情報等の図利目的での提供・盗用について罰則 規定が設けられており、保護法の罰則規定とそれぞれ対応している。

なお、新法においては職権乱用による職務目的以外での情報収集に対する罰則規定が設けられていない。これは、仮に新法に類似規定を設けようとした場合、単に調査票情報を不当な目的で見聞する行為や、適法に収集して手元にある調査票情報を複写して持ち帰る行為には適用されず、共用キャビネットや共用データベースから秘密事項が含まれる調査票情報(が記録されている文書)を取り出して自己の所持に移す行為が専ら適用対象となるものと考えられるが、調査票情報は、集計の結果最終的には統計という個人識別性がない形で用いられるものであって、業務遂行上、調査票情報に対して直接多数の職員が常時接しうる実態がないという統計行政の性格に照らして、罰則規定を設ける実益がないものと判断されたことによる。

なお、調査票情報等に対しては、保護法第四章に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求が認められていない。これは、調査票情報等は統計処理によって個人を識別できない形で利用、提供されるものであって、それに基づき特定個人に対して何らかの行政処分等が行われることはないことから、調査票情報等を利用することで個人の権利利益に直接影響を与えることがおよそ想定されない一方で、これらの請求権を認めた場合には、迅速な統計の作成に著しい支障が生じることとなることを踏まえたものである。

このように、新法と保護法との規定を比較すると、新法においては、少なくとも保護法と同等若しくはそれ以上の情報保護措置が講じられている。

4 調査票情報の利用の制限

旧法においては、第十五条第一項で「何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない」としつつ、同条第二項で「前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない」と規定している。

同条第一項と第二項とを併せ読むと、調査票は、当該統計調査の目的以外の使用を禁止しつつも、例外的な場合に限りこれを認めるものと解することが適当であり、現に、第二項に基づく総務大臣の承認に際しても、条文の趣旨にかんがみて公益性の観点から判断基準が設定され、運用されている。

しかし、文理上は、総務大臣が承認すべき利用の範囲に何ら限定が加えられておらず、承認を得さえすれば調査票をいかなる用途にも使用することができるものと読むことさえ可能であることから、現在の運用実態を明確に反映させたものとするため、調査票情報の利用及び提供が可能である形態について、条文に明記することとしたものである。

第四十条の規定により、調査票情報は、その行った統計調査が目的とする統計の作成以外には、新法に特別の定めがある場合、すなわち、第二十七条に規定する事業所母集団データベースの整備、第三十二条に基づく調査票情報の利用、第三十三条に基づく調査票情報の提供、第三十四条に基づく委託による統計の作成等、及び第三十五条に基づく匿名データの提供に限り、自ら利用し又は提供することができることとされている。これらの各条に定められた利用形態は、いずれも統計の作成に関するものであり、統計の作成に関係がない利用形態、すなわち最終的に個体が識別できる形で調査票情報を利用したり、統計の作成を目的とせずに調査票情報を提供したりすることは明確に禁じられている。

上記の各条に定められた形態のうち、第三十三条に基づく調査票情報の提供については、調査対象者たる個人又は法人その他の団体に関する情報が個体識別可能な形で外部に提供されることとなる。調査票情報には個人又は法人その他の団体の秘密に属する事項が含まれていることが通例と考えられるが、同条の規定に基づき適正に提供がなされている限りにおいては、第四十一条の守秘義務との抵触の問題は生じない。ただし、仮に、行政機関等の職員が第三十三条各号に定める目的以外の目的のために調査票情報を外部に提供することがあれば、当該行為は新法の規定に違反するものとなり、提供する情報の内容や提供の態様によっては、第五十七条第一項第二号や第五十九条第一項によって処罰される可能性がある。

5 調査票情報等の提供を受けた者を対象とする規定

旧法においては、調査票の目的外利用が例外的な措置であったことから、目的外利用を行った者に対して適用される秘密保護措置の規定が存在しなかった。このため、誓約書の添付等の措置によって秘密保護を担保する方法が採られていたが、調査票情報の二次的な利用を制度的に位置付けるに当たり、調査対象者である国民や事業者の理解を得るために、秘密保護措置についても法制上明確に規定することとした。

新法においては、第三十三条において調査票情報の提供が、第三十六条において匿名データの提供が規定されたことにかんがみて、これらの情報の提供を受けた者に対する情報保護に関する義務規定を新たに設けている。具体的には、第四十二条において情報を適正に管理するために必要な措置を講じることを義務付けるとともに、第四十三条第一項において調査票情報の提供を受けた者に対する守秘義務を課し、同条第二項において提供を受けた目的以外の利用・提供を禁じている。

同時に罰則も整備されており、提供を受けた調査票情報を取り扱う者(取扱いの委託を受けた者も含む。)が、当該調査票情報について守秘義務規定に違反したときは第五十七条第一項第三号により、当該調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し又は盗用したときは第五十九条第二項により処罰されることとなる。また、提供を受けた匿名データを取り扱う者(取扱いの委託を受けた者も含む。)が当該匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し又は盗用したときは、第六十一条第三号の規定により処罰されることとなる。

このように、法制度の面からの措置は十分に講じられたところであるが、調査票情報の利用に関する国民や事業者の信頼を損なわないためには、罰則規定が実際に適用されるような事例が生じないことが必要であり、調査票情報及び匿名データの提供を受けることとなる機関及び研究者等には、これまでにも増して厳格な秘密保護措置を採ることが強く求められる。

Ⅱ 統計委員会について

1 統計委員会の発足に至る経緯

統計行政における「司令塔」機能の強化については、平成十六年十一月に、経済社会統計や統計制度の整備推進の検討を行うため内閣府に置かれた「経済社会統計整備推進委員会」が取りまとめた「政府統計の構造改革に向けて」において、「法制的・組織的な観点にも立ってその具体化を進める」必要性が指摘された。

この後、平成十七年六月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本 方針二〇〇五」において「統計整備に関する『司令塔』機能の強化等のために、統計 法制度を抜本的に見直す」こととされたことを受けて、統計制度改革検討委員会が発 足し、その検討作業が具体化した。

同委員会では、「司令塔」組織の在り方について数次にわたる活発な議論が行われ、 組織形態についても様々な検討がされたところであるが、平成十八年六月に取りまと められた報告においては、「司令塔」組織が有すべき機能や「司令塔」を構築する際に 留意すべき観点について整理した上で、その具体的な姿については「政府部内におけ る真摯な検討を待つこととしたい」としている。

ただし、報告に記述されている「新たな法制度の基本的な枠組み」は、統計行政の「司令塔」が、統計制度を所管する大臣及びこれを補佐する行政機構に加えて、中立・専門的見地から意見を述べる第三者機関から構成されることを前提とした内容となっているところであり、これらの役割をどの府省が担うべきかについては明記されていないものの、高度の専門性・中立性を要求される統計行政の特殊性にかんがみて、学識経験者から構成される第三者機関を核として関係行政機関が連携を取る形で「司令塔」組織が構成されるべきとの明確な合意の下に、報告が取りまとめられたものと推察される。

報告の取りまとめ後、内閣官房を中心とした関係行政機関において、具体的な組織 形態の検討がなされた結果、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」(平 成十八年七月七日閣議決定。以下「基本方針二〇〇六」という。)において、「統計整 備の『司令塔』機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画 の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会(仮称)として設置する方 向で検討する」とされたところである。

この閣議決定を踏まえて、政府部内において統計委員会の具体的な構成等に関する 検討が行われ、また、与党における審査を経た上で、統計委員会に関する規定を内容 に含む統計法案が平成十九年二月十三日に閣議決定され、国会に提出された。

2 統計委員会の位置付け及び役割

統計委員会は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条第二項の「審議会等」に該当する組織であり、従来、総務省に設置されていた統計審議会と、閣議決定を根拠に開催され、内閣府が庶務を担当していた国民経済計算調査会議を廃止して、その役割を統合し、専門的かつ中立公正な調査審議によって新法の適正な実施を制度的に担保する第三者機関として置かれるものである。

統計委員会は、他の審議会等と同様に「重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関」であり、統計委員会の調査審議の結果を受けた最終的な政策判断は、内閣総理大臣、総務大臣及び関係行政機関の長がその責任において行うこととなる。

統計委員会を、新法を所管する総務省ではなく内閣府に置く理由については、①統計委員会は、総務大臣に加えて、内閣総理大臣や関係行政機関の長からの諮問を受けることとなること、②基幹統計調査に係る匿名データの匿名性の審査については、中立公正な調査審議によって法律の適正な実施を制度的に担保することが重要であり、大規模な統計調査を現在実施していない府省に審査を行う場を置くことが適当であることの二点によるものと整理されている。

統計委員会は、その設置府省たる内閣府の長である内閣総理大臣以外にも、総務大臣をはじめとする関係行政機関の長からの諮問を受けることとなることから、これを理由として法律設置の審議会等とされたところである。

また、その設置根拠規定については、統計委員会の所掌事務は「統計法の規定によりその権限に属させられた事項の処理」であって新法の実体規定と密接不可分の関係にあること、また、新法以外の法律又は政令(新法に基づく政令を除く。)によって統計委員会の調査審議事項が追加されることが想定されないことから、作用法である新法に置くこととしたものである。

統計委員会の所掌事務は、第四十五条において「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する」と規定されている。

すなわち、新法の規定中、各大臣が一定の行為を行う際に統計委員会の意見を聴くこととされている、公的統計の整備に関する基本的な計画の案の作成(第四条第四項)、国民経済計算の作成基準の設定(第六条第二項)、基幹統計の指定(第七条第一項)、基幹統計調査の承認(第九条第四項)、基幹統計調査の変更又は中止の承認(第十一条第二項)、基幹統計調査に関する措置要求(第十二条第二項)、統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法の改善に関する意見表明(第二十六条第三項)、統計基準の設定(第二十八条第二項)、基幹統計作成機関に対する協力の要請(第三十一条第二項)及び基幹統計調査に係る匿名データの作成(第三十五条第二項)に関する諮問に対する調査審議に加え、委員会の権能として規定されている施行状況の報告に関する意見表明(第五十五条第三項)を行うことがその所掌事務である。

この所掌事務規定によれば、統計委員会は、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成十一年四月二十七日閣議決定)における「法施行型審議会」に該当するものであり、従来の統計審議会と同様、法令に規定のない事項について調査審議を行うことはできない。しかし、公的統計の整備に関する基本的な計画自体が、統計行政全般を網羅的に対象としうる性格を有するものであり、計画の案の調査審議を通じて幅広い議論を行うことが可能である。

また、前述の基本方針二〇〇六において「内閣総理大臣等への建議等を行う」と記述されていることを受けて、統計委員会の意見具申機能が第五十五条第三項に規定されている。この点については、他の審議会等が通常、当該審議会等の調査審議事項に

関して意見を述べることができることとされているのと比較して、統計委員会は「この法律の施行に関し」意見を述べることができることとされており、その範囲が極めて広範に設定されている。意見を述べることができる時期については、法律上「報告があったときは」と規定されているものの、総務大臣が毎年度報告を行うことが要請されていることから、事実上、新法の全面施行後に総務大臣からの報告を受けた後は、随時意見を述べることが可能となるものである。

加えて、統計委員会が調査審議を行うに当たって、関係行政機関の長に対して必要となる資料の提出等を求めることができることとしている。これは、統計委員会が内閣府に設置され、制度所管大臣たる総務大臣と分離されることから、旧法第十六条の二の規定を引き継ぐ新法第五十六条とは別に、統計委員会自体の権限として設けられたものである。

なお、統計委員会を内閣府に設置することに伴い、内閣府の分担管理事務として新たに「統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること」を追加している。これについては、統計委員会の設置府省たる立場である内閣府が行う事務は、統計委員会の調査審議の範囲を超えて行われるものではないところ、統計委員会の調査審議に際して、その諮問時期の調整、答申や意見表明の関係行政機関への伝達等、統計委員会の運営に関して関係行政機関との間での連絡調整事務が生じることから、これらの事務をとらえて規定したものである。

3 統計委員会の組織

統計委員会においては、従来の統計審議会の調査審議事項に加えて、基本計画の案の調査審議、国民経済計算の作成基準の案の調査審議、基幹統計調査に係る匿名データの作成に関する調査審議等を新たに行うこととなる。こうした新たな調査審議事項に適切に対応するためには、統計に関する多面的な議論に対応しうる体制とする必要がある一方で、過度に多数の委員を置くと委員会運営が形骸化しかねない。このため、実質的な議論の機会を確保しつつ、従来よりも広範な分野から学識経験者の参画を求めうるよう、統計審議会よりも委員を二名増員して十三人以内の委員から構成されるものとした。

また、統計委員会は、前述の理由により比較的限られた委員数で多岐にわたる事項について調査審議等を行うこととなるため、より広範な立場からの意見を集約する必要が生じる場合等に、必要に応じて臨時委員を置くことや、専門の事項を調査するために置かれる補助的職員として専門委員を置くことができることとしたものである。

4 統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織として

統計委員会は、統計制度改革検討委員会における議論及び基本方針二〇〇六を踏まえて、統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織として設置された行政組織であるが、基本方針二〇〇六においても「中核を成す」とされていることから明らかであるとおり、「司令塔」機能は統計委員会のみが有しているものではない。また、統計委員

会は、前述のとおり審議会等であって政策決定・実施の権能を有する機関ではない。

したがって、統計委員会において専門・中立的な見地から真に権威ある調査審議が行われるとともに、統計委員会以外の「司令塔」機能を有する行政組織その他の関係行政機関が、統計委員会における円滑かつ自由闊達な調査審議に最大限協力し、また、調査審議の結果得られた答申等を最大限に尊重する形で統計行政が推進されることによってはじめて、統計整備の「司令塔」機能が名実ともに強化されたことになるものと考える。